

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

第十八号様式

○ 異動(退職・転勤・休職等の)日の翌月10日までに提出をお願いします。

※萩市 処理欄	
------------	--

萩市長あて	給 与 支 払 者	〔 特 別 徴 収 者 〕	氏名又は 名称		特別徴収義務者 指定番号					
令和 年 月 日提出			所在地	〒	担当者名	連絡先電話番号				
給 与 所 得 者				(ア) 特別徴収税 額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年月日	異 動 の事由	未徴収 税額の 徴収方法	退職時ま での給与 支払額
フリガナ	整理番号 (受給者番号)			円	月分から 月分まで	円	年 月 日	1.退職 2.転勤 3.休職 4.長期欠勤 5.死亡 6.その他	1.特別徴収 継続 2.一括徴収 3.普通徴収 (残額は本人が納付)	円
氏 名	生年 月日	年 月 日			円					円
給与の支払を 受けなくなっ た後の住所					円					円

◎ 給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載して下さい。

一括徴収の理由	徴 収 予 定			備 考	※萩市 記入欄	(注) 納税義務者が1月1日から4月30日までの間 において、給与の支払を受けなくなった場合には、 月割額 の残額について、その金額を本人の申出 がなくとも一括徴収して下さい。
1. 異動が12月31日までで、申出 があったため (月 日申出)	徴収予定 月 日	徴収予定額	徴収予定額 合計(上記 (ウ)と同額)	一括徴収した 税額は <input style="width: 30px; height: 20px;" type="text"/> 月分 で納入します。		
2. 異動が1月1日以後で、特別 徴収の継続の希望がないため		円	円			
異動者印			円			

◎ 転勤の場合は、新しい勤務先を次の欄に記載してください。

月割額 _____ 円 を____月分から徴収 するよう連絡済です。	給 与 支 払 者 (特 別 徴 収 義 務 者)	所在地	〒	特別徴収義務者 指定番号	※不明の場合 は記載不要														
		(フリガナ) 名称		法人番号															
				電話番号	() -														

裏面をご覧ください。

給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書記載要領

1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月16日までに関係市町村長に提出して下さい。

2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある者が給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌日の10日までに関係市町村長に提出して下さい。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知のあった日の属する月の翌月の10日までに提出して下さい。

3 「整理番号(受給者番号)」欄には、これらの届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された「整理番号(受給者番号)」を記載して下さい。

4 「給与の支払を受けなくなった後の住所」欄には、異動後の住所を記載して下さい。異動後の住所が不明のときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載して下さい。

5 「異動後の未徴収税額の徴収」欄には、次の要領により記載して下さい。

(1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「特別徴収継続」を○で囲んで下さい。

(2) 退職後、翌年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、「一括徴収」を○で囲んで下さい。

(3) (1)又は(2)に該当しない場合には、「普通徴収」を○で囲むとともに、その理由を次の中から選んでその番号を「(理由)」欄に記載して下さい。

(注) 次の①から③までの理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の希望がある場合以外は、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。

①異動が12月31日までで、一括徴収の希望がないため。

②翌年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下であるため。

③死亡による退職であるため。

6 「退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時までに支払の確定した給与の額を、「控除社会保険料額」の欄には、退職時までに給与から控除した社会保険料の額を記載して下さい。ただし、給与支払報告書の提出をされる場合は、この欄の記載を省略できます。

7 「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載して下さい。

8 「徴収予定額」欄には、徴収予定月日ごとの徴収予定額(退職者の申出額又は一括徴収予定額を給与若しくは退職手当等のそれぞれの額によって按分した額)を記載して下さい。

9 *印の欄は、記載しないで下さい。